

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則	1
◎高知県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則	1
◎高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	3
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	3
○道路の区域変更（道 路 課）	3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	4

規 則

高知県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成28年11月18日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第74号

高知県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則
 高知県公文書開示審査会規則（平成2年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。
 第1条中「第16条第13項」を「第16条の9」に改める。
 第4条第7項を削る。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

高知県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成28年11月18日
 高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第75号

高知県個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則
 高知県個人情報保護審査会規則（平成13年高知県規則第145号）の一部を次のように改正する。
 第1条中「第36条第2項において準用する同条例第35条第10

項」を「第36条の9」に改める。
 第3条第4項を削る。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
 高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成28年11月18日  
 高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第76号**

**高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則**  
 高知県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。  
 別記第8号様式別紙1注2中「○を」を「○を記入してください。この場合において、夜間銃猟をする者の技能要件について、ライフル銃を除く標的紙で技能要件を満たしているときは、○の下に「（ライフル銃を除く。））」とに改め、同様式別紙2（添付書類3）を次のように改める。

(添付書類3)

年 月 日

高知県知事 様

証明者 所属  
職名 (肩書)  
氏名  
(記名押印又は署名)

捕獲従事者射撃技能証明書

夜間銃猟をする際の安全の確保に関する捕獲従事者の技能が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号に掲げる基準のうち夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件（平成27年5月環境省告示第86号）第1号の規定に該当することについて、次のとおり証明します。

|              |                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 住所           |                                                                       |
| 氏名           |                                                                       |
| 所属           |                                                                       |
| 生年月日         | 年 月 日                                                                 |
| 射撃技能を確認した年月日 | 年 月 日                                                                 |
| 射撃技能を確認した場所  |                                                                       |
| 使用した標的紙の種類   | 1 2.5センチメートル 2 5センチメートル                                               |
| 使用した銃器の種類    | 1 散弾銃 2 ライフル銃<br>3 散弾銃及びライフル銃以外の猟銃                                    |
| 使用した銃弾の種類    |                                                                       |
| 射撃姿勢         | 1 立射 2 膝射 3 肘射 4 伏射<br>5 その他 ( )<br>-----<br>銃身の簡易な依託: 1 有 (方法: ) 2 無 |
| 射撃結果         | 発射数 標的の中心からの距離 (センチメートル)                                              |
|              | 1回目                                                                   |
|              | 2回目                                                                   |
|              | 3回目                                                                   |
|              | 4回目                                                                   |
| 5回目          |                                                                       |

- 注 1 「所属」欄は、捕獲従事者が所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記入してください。  
2 「使用した標的紙の種類」欄、「使用した銃器の種類」欄及び「射撃姿勢」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。  
3 「使用した銃弾の種類」欄は、使用した銃弾の名称を記入してください。

別記第12号様式別紙1注2中「○を」を「○を記入してください。この場合において、夜間銃猟をする者の技能要件について、ライフル銃を除く標的紙で技能要件を満たしているときは、○の下に「(ライフル銃を除く。)」と」に改め、同様式別紙2(添付書類3)を次のように改める。

(添付書類3)

年 月 日

高知県知事 様

証明者 所属  
職名 (肩書)  
氏名  
(記名押印又は署名)

## 捕獲従事者射撃技能証明書

夜間銃猟をする際の安全の確保に関する捕獲従事者の技能が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号に掲げる基準のうち夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件（平成27年5月環境省告示第86号）第1号の規定に該当することについて、次のとおり証明します。

|              |                                                              |                      |
|--------------|--------------------------------------------------------------|----------------------|
| 住所           |                                                              |                      |
| 氏名           |                                                              |                      |
| 所属           |                                                              |                      |
| 生年月日         | 年 月 日                                                        |                      |
| 射撃技能を確認した年月日 | 年 月 日                                                        |                      |
| 射撃技能を確認した場所  |                                                              |                      |
| 使用した標的紙の種類   | 1 2.5センチメートル 2 5センチメートル                                      |                      |
| 使用した銃器の種類    | 1 散弾銃 2 ライフル銃<br>3 散弾銃及びライフル銃以外の猟銃                           |                      |
| 使用した銃弾の種類    |                                                              |                      |
| 射撃姿勢         | 1 立射 2 膝射 3 肘射 4 伏射<br>5 その他 ( )<br>銃身の簡易な依託: 1 有 (方法: ) 2 無 |                      |
| 射撃結果         | 発射数                                                          | 標的の中心からの距離 (センチメートル) |
|              | 1回目                                                          |                      |
|              | 2回目                                                          |                      |
|              | 3回目                                                          |                      |
|              | 4回目                                                          |                      |
|              | 5回目                                                          |                      |

- 注 1 「所属」欄は、捕獲従事者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者の名称を記入してください。
- 2 「使用した標的紙の種類」欄、「使用した銃器の種類」欄及び「射撃姿勢」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 3 「使用した銃弾の種類」欄は、使用した銃弾の名称を記入してください。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 高知県告示第635号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成28年11月18日

高知県知事 尾崎 正直

## 区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧宇佐漁業協同組合の地区  
小型かつお漁業

## 高知県告示第636号

安芸市本町三丁目の一部地区、安芸郡北川村島の一部地区並びに幡多郡大月町芳ノ澤及び周防形の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成28年11月18日

高知県知事 尾崎 正直

## 1 調査を行った者の名称

- 安芸市
- 北川村
- 大月町

## 2 調査を行った地域及び時期

- 安芸市本町三丁目の一部  
平成21年度及び平成22年度
- 安芸郡北川村島の一部  
平成24年度から平成26年度まで
- 幡多郡大月町芳ノ澤及び周防形の各一部  
平成26年度及び平成27年度

## 3 成果の名称

- 安芸市地籍図及び地籍簿
- 北川村地籍図及び地籍簿
- 大月町地籍図及び地籍簿

## 4 認証年月日

平成28年11月18日

## 高知県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年11月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

| 区 間                                                     | 変更前<br>後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---------------------------------------------------------|------------|-----------------|---------------|
| 高岡郡日高村柱谷字<br>下モ川原641番2か<br>ら<br>高岡郡日高村下分字<br>上川原5625番まで | A          | 8.2<br>}        | 441           |
|                                                         |            | 17.5            |               |
| 高岡郡日高村柱谷字<br>下モ川原641番2か<br>ら<br>高岡郡日高村下分字<br>上川原5625番まで | B          | 3.0<br>}        | 464           |
|                                                         |            | 51.0            |               |
| 高岡郡日高村柱谷字<br>下モ川原641番2か<br>ら<br>高岡郡日高村下分字<br>上川原5625番まで | 後          | 3.0<br>}        | 464           |
|                                                         |            | 51.0            |               |

-----  
公 告  
-----

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年11月18日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                      | 開発区域に含まれる<br>地域の名称              | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                                           |
|---------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 平成28年10月24日<br>28高都計第524号 | 南国市左右山字下穴<br>田165番1及び165番<br>18 | 香川県高松市福岡<br>町三丁目11番22号<br>一般社団法人四国<br>クリエイト協会<br>代表理事 福田<br>昌史 |